

地方独立行政法人法の改正内容(H30年4月施行)

<主な改正ポイント>

- ①監事、会計監査人の職責の見直し(権限強化及び義務の追加)
- ②法人ガバナンス、コンプライアンスの強化
- ③評価委員会の関与の削減及び追加

条文	項目	新設or改正	改正ポイント	内容	備考
13条	監事の職務及び権限	改正	①	監事の権限強化及び義務の追加(常時の報告要求・調査権限、監査報告の作成義務及び法人提出文書の調査義務)	県規則の改正が必要(監査報告の作成義務)
13条の2		新設	①	理事長及び設立団体の長への不正報告義務	
15条の2	役員の忠実義務	新設	②	法人職務の忠実な遂行義務	
15条の3	役員の報告義務	新設	②	役員は法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監事への報告義務	
19条の2	役員等の損害賠償責任	新設	②	役員及び会計監査人が任務を怠ったときの損害賠償責任	
22条	業務方法書	改正	②③	記載事項に体制整備を追加 業務方法書の認可時の評価委員会の意見聴取の廃止	県規則の改正が必要(業務方法書の記載事項追加)
34条	財務諸表	改正	③	財務諸表承認にかかる評価委員会の意見聴取の廃止	
35条	会計監査人	改正	①	会計監査人の権限強化及び義務の追加(常時の報告要求・調査の権限、会計監査報告の作成義務)	県規則の改正が必要(会計監査報告の作成義務)
35条の2	監事に対する報告	新設	①	会計監査人から監事への不正行為、違反事実の報告義務	
37条	会計監査人の資格等	改正	①	資格の変更	
40条	利益及び損失の処理	改正	③	剰余金承認にかかる評価委員会の意見聴取の廃止	
41条	短期借入金	改正	③	限度額を超える短期借入金にかかる評価委員会の意見聴取の廃止	
42条	財源措置	改正	②	交付金使用時の努力義務(留意事項)を追加	
42条の2	不要財産の納付等	改正	③	不要財産納付時の評価委員会の意見聴取の廃止	
56条の2	再就職者による法令違反行為	新設	②	離職した元役員及び職員が法人に対して行った不法な要求等の理事長への届出義務	
56条の3			②	前条の場合の法令遵守、違反行為の抑止及び設立団体への報告義務	
56条の4	退職管理の適正化	新設	②	退職管理の適正確保に必要な措置の実施義務	
57条	職員給与	改正	②	支給基準の考慮事項を具体化	
74条4項	監事の任期	改正	①	監事の任期を変更(任命後4年以内に終了する最終事業年度の財務諸表承認日まで)	定款の変更が必要(現行任期は2年)
78条1項、2項	中期目標	改正	②	中期目標を「具体的に」定める	
78条5項	中期計画	新設	②	設立団体の長による中期計画の変更命令が可能	
78条の2	各事業年度評価	新設	②	各年度の評価対象を規定(中期目標期間の最終年度、その前々年度の評価を重視)	
78条の2第7項	評価結果の取扱い	新設	②	法人は、毎年度評価の結果を中期計画、年度計画並びに業務運営の改善に反映させる(反映状況を公表)	
79条の2	中期目標期間終了時の検討	新設	③	設立団体の長は、中期目標期間終了時まで、業務の継続の必要性、組織及び業務全般の検討を行い、所要の措置を講ずる。※評価委員会の意見聴取が必要	

高知県公立大学法人評価委員会の設置について

1 設置の趣旨

公立大学法人高知工科大学の設立にあたり、地方独立行政法人法第11条に基づき、知事の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）として「高知県公立大学法人評価委員会」を設置する。

（県条例で設置 平成20年12月議会議決）

2 評価委員会の主な業務（法11条2項）

（1）公立大学法人の業務実績の評価に関すること。

- ・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価の実施
- ・法人への評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告
- ・評価結果の知事への報告及び公表 等

（2）その他法による権限事項の処理。

- ・知事は中期目標を策定・変更するにあたり、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- ・知事は中期計画の認可等を行うにあたり、評価委員会の意見を聴かなければならない。 等

3 評価委員会の構成

（1）委員：5人・・・・・・・・・・条例第2条関係

委員は、教育研究又は経営に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

※委員の構成は別表のとおり

（2）任期：2年（再任可）・・・・条例第3条関係

高知県公立大学法人評価委員会の業務内容について

1 公立大学法人の業務実績の評価を行う。

- ①各事業年度の業務の実績（法28条1項）
- ②中期目標期間の業務の実績（法30条1項）
※中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。（法79条）
- ③評価結果の法人への通知（法28条3項、30条3項）
- ④（評価結果を踏まえた）法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法28条3項、30条3項）
- ⑤評価結果・勧告内容の知事への報告及び公表（法28条4項）

2 知事は、次に掲げる事項について、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- ①中期目標の策定、変更（議会の議決が必要）（法25条3項）
- ②中期目標期間の終了時に知事が法人の組織・業務の全般について検討する際の意見（法31条2項）
- ③中期計画の認可（法26条3項）
- ④業務方法書の認可（法22条3項）
- ⑤各年度の財務諸表の承認（法34条3項）
—（財務諸表）貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書
利益の処分又は損失の処理に関する書類
行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書—
- ⑥各年度の損益計算後の残余の額を、中期計画に定める「剰余金の使途」に充当することの承認（法40条5項）
- ⑦中期目標期間における積立金を、次期中期目標期間の業務財源に充当することの承認（法40条5項）
- ⑧中期計画に定める限度を超える短期借入金の認可（法41条4項）
- ⑨資金不足のため償還することができない短期借入金の借り換えの認可（法41条4項）
- ⑩出資等に係る不要財産の県への納付（法42条の2—5項・6項）
- ⑪重要な財産の処分の認可（議会の議決が必要）（法44条2項）

3 評価委員会は、次に掲げる事項について、知事に意見の申し出をすることができる。

- ・ 役員の報酬等の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて（法49条2項、56条1項）

※（ ）は、地方独立行政法人法の条項

改正後の地方独立行政法人法（通則規定） ※下線部が今回改正部分	改正後の地方独立行政法人法（公立大学法人特例規定） ※下線部が改正部分	国立大学法人法
<p>第十三条（役員）の職務及び権限 第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。 一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類 二 その他設立団体の規則で定める書類 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人（地方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。</p>		<p>（役員）の職務及び権限 第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。 2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 その他役員会が定める重要事項 3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。</p>

第十三条の二 (理事長等への報告義務)

若しくは、若しくは当該行為を為すおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体の長に報告しなければならない。

(役員等の任命)

- 第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。
 - 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 第十五条 理事長は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命する。
- 第十六条 設立団体の長は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該地方独立行政法人の理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。)の活用を努めなければならない。公募による場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第十七条 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
- 第十八条 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(理事長の任命の特例等)

- 第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。
- 第七十二条 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長」となる理事長)という()の任命は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。
- 第七十三条 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において「選考機関」とする。以下この章において「選考」とは、この場合において、学長となる理事長が二以上の大学の学長となるもの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。
- 第七十四条 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
- 第七十五条 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学(以下この章において「学長を別に任命する大学」という。)の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
- 第七十六条 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高深で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行われなければならない。
- 第七十七条 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大

(学長等への報告義務)

若しくは、若しくは当該行為を為すおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(役員等の任命)

- 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- 第十三条 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議(以下「学長選考会議」という。)の選考により行うものとする。
 - 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
 - 二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 第十四条 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 第十五条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 第十六条 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 第十七条 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に必要事項は、議長が学長選考会議に諮つて定める。
- 第十八条 第二項に規定する学長の選考は、人格が高深で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行われなければならない。
- 第十九条 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。
- 第二十条 監事は、文部科学大臣が任命する。
- 第二十一条 第十三条 理事長は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。
- 第二十二条 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

8 公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとする。学長の任期は、当該公立大学法人の任期の末日以前でなければならない。ただし、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

9 公立大学法人の監事の任命については、第十四条第三項の規定は、適用しない。

10 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第四項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第五項の規定を準用する。

(役員任期)

第十五条 学長の任期は、一年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員任期)

第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれが長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員（監事）の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(学長の任期等)

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、一年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考会議の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長（第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 公立大学法人（第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長（同条第七項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において、理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

61 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(役員等の忠実義務)

第十五条の二 地方独立行政法人の役員は、その業務について、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、この法律、他の法令又は設立団体の条例に基づいて、設立団体の長の処分並びに当該地方独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該地方独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員等の報告義務)

第十五条の三 地方独立行政法人の役員（監事を除く。）は、当該地方独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第十九条の二 地方独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、当該地方独立行政法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

（業務方法書）
第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法

※ 国立大学法人法第三十五条の規定により読み替えて適用される独立行政法人法（平成十一年法律第百三十三号。以下「準用通則法」という。）第二十一条の四

(役員等の忠実義務)

第二十一条の四 国立大学法人等の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び当該国立大学法人法等が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該国立大学法人等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※ 準用通則法第二十一条の五

(役員等の報告義務)

第二十一条の五 国立大学法人等の役員（監事を除く。）は、当該国立大学法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

※ 準用通則法第二十五条の二第一項及び第二項

(役員等の損害賠償責任)

第二十五条の二 国立大学法人等の役員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、国立大学法人等に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

※ 準用通則法第二十八条

（業務方法書）
第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法

書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2) 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

3) 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を變更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けるときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは、「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは、「前項の」とする。

※ 第七十八条第一項の規定により、公立大学法人について読み替えて適用される第二十五条第一項及び第二項

第二十五条 設立団体の長は、六年間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を變更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(中期目標)

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 教育研究の質の向上に関する事項

二 業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを變更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部

けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金 の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条、次項及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

※ 第七十八条第五項の規定により、公立大学法人について読み替えて適用される第二十六条第三項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第七十八条第二項に定める事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金 の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

- 3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

※ 準用通則法第三十一条
(年度計画)
第三十一条 国立大学法人等は、毎事業年度の開始前に、国立大学法人法第三十一条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 公立大学法人等の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、国立大学法人法第三十一条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について国立大学法人法第三十一条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と

て前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その一とする。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）
第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 | 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 | 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 | 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 | 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（評価結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）
第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 | 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 | 当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 | 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 | 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 | 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

※ 第七十八条の二第七項の規定により、公立大学法人について準用される第二十九条

第二十九条 第七十八条の二第一項の評価を受けた公立

する。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）
第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 | 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 | 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しな

る。

を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

大学法人は、第七十八条の二第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

なければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることが出来る。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

※ 準用通則法第二十八条の四

(評価結果の取扱い等)

第二十八条の四 国立大学法人等は、国立大学法人法第三十一条の二第一項の評価の結果を、同法第三十一条第一項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)及び第三十一条第一項の年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

- 4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改善に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三十五条 (会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2

一 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものを

三 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は地方独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

四 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

五 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法人から公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十七条第一項及び第三項第二号において同じ。)又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監事に対する報告)

る。

※ 準用通則法第三十九条 (会計監査人の監査)

第三十九条 国立大学法人等は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものを

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人等の子法人(国立大学法人法第十一条第七項に規定する国立大学法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用期間法人の子法人をいう。以下同じ。)に対して会計に関する報告を求め、又は国立大学法人等若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている国立大学法人等又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている国立大学法人等又はその子法人から公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。)又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

※ 準用通則法第三十九条の二 (監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の資格等）

第三十七条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを地方独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げるものを選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
- 1 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者
- 2 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 3 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（財源措置）

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に不正の行為又はこの法律、国立大学法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の資格等）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
- 1 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- 2 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 3 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（財源措置）

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、国立大学法人等に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 国立大学法人等は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び国立大学法人等の中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 国立大学法人等の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の長にその旨を届け出なければならない。

一 一般地方独立行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であつた者であつて離職後に営利企業等（商業工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この条において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。）以下この条において同じ。）の地位に就いてい
る者（以下この条において「再就職者」という。）が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職して
いた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立
した当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に對して
行つた当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との
間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該
営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律
第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務
（当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。
次号において「契約等事務」という。）であつて離職前
五年間の職務に属するものに関する法律、他の法令
（設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一
般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に
規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以
下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」と
いう。）の要求又は依頼
二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般
地方独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位と
して設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離
職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政
法人の役員又は職員に對して行つた、契約等事務に関する
法令等違反行為の要求又は依頼
三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行つた、当該一
般地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現に
その地位に就いているものに限る。）との間の契約であ
つて当該一般地方独立行政法人においてその締結につい
て自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人に
よる当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に
規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令
等違反行為の要求又は依頼

第五十六条の三 一般地方独立行政法人の理事長は、当該一
般地方独立行政法人の役員又は職員が前条の規定に違反し
たと認めるときは、当該役員又は職員に對する監督上の措

一 国立大学法人等役員であつた者であつて離職後
に営利企業等の地位に就いている者（以下この条に
おいて「再就職者」という。）が、離職後二年を経
過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当
該国立大学法人等の内部組織として文部科学省令で
定めるものに属する役員又は職員に對して行つた、当
該国立大学法人等と当該営利企業等との間で締結さ
れる売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企
業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第
八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事
務（当該国立大学法人等の業務に係るものに限る。
次号において「契約等事務」という。）であつて離
職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反
行為の要求又は依頼
二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該
国立大学法人等の役員又は管理若しくは監督の地位
として文部科学省令で定めるものに就いていた者が
、離職後二年を経過するまでの間に、当該国立大学
法人等の役員又は職員に對して行つた、契約等事務に
關する法令等違反行為の要求又は依頼
三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行つた、当
該国立大学法人等と営利企業等（当該再就職者が現
にその地位に就いているものに限る。）との間の契
約であつて当該国立大学法人等においてその締結に
ついて自らが決定したもの又は当該国立大学法人等
による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第
二号に規定する処分であつて自らが決定したものに
關する法令等違反行為の要求又は依頼

※ 準用通則法第五十条の七
（中期目標管理法人の長への届出）
第五十条の七 国立大学法人等役員（第五十条の四第
五項に規定する退職手当通算予定役員を除く。）は
、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場
合には、速やかに、文部科学省令で定めるところによ
り、国立大学法人等の長に文部科学省令で定める事項
を届け出なければならない。
2 前項の規定による届出を受けた国立大学法人等の長
は、当該国立大学法人等の業務の公正性を確保する観
点から、当該届出を行つた国立大学法人等役員職員の職
務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずる
ものとする。

※ 準用通則法第五十条の八
（国立大学法人等の長がとるべき措置等）
第五十条の八 国立大学法人等の長は、当該国立大学法
人等の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規
定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又

置及び当該一般地方独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2) 前条の規定による届出を受けた一般地方独立行政法人の理事長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実がであると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3) 一般地方独立行政法人の理事長は、毎事業年度、前条の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、設立団体の長に報告しなければならない。

(一) 一般地方独立行政法人の講ずる措置

第五十六条の四 一般地方独立行政法人は、地方公務員法第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則法第五十条の四、第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該一般地方独立行政法人の役員又は職員が離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(職員の給与)

第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与、民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。

第六百二十二条 (略)

公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項、若しくは	、又は
とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置すること	とき

は職員に対する監督上の措置及び当該中期国立大学法人等における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた国立大学法人等の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 国立大学法人等の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

※ 準用通則法第五十条の九 (文部科学省令への委任)

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、文部科学省令で定める。

※ 準用通則法第五十条の十 (職員の給与等)

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。

12 知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

13 加入設立団体は、第三号施行日前において、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

14 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第二項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれたときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

15 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七條、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及び第二百三十三條第四項の規定により、新地方独立行政法人法第八十七條の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人（次項において「申請等関係事務処理法人」という。）の設立について、その議会の議決を経て、新法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

16 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十六条に規定する移行型地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人であるものに限る。）に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

17 第三号施行日から施行日の前日までの間における新地方独立行政法人法第二百三十三條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号、第十九條の二第四項」とあるのは「第六項第二号」と、同条第三項中「第六條第四項、第十九條の二第四項」とあるのは「第六條第四項」とする。

※設立団体の数の増減関係
11 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体は、第三号施行日前においても、同項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行うことができる。大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

※中期目標期間の終了時の検討関係（公立大学法人のみの経過措置）
13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

※役員等の損害賠償責任に係る設立団体の複
16 第三号施行日から施行日の前日までの間における新地方独立行政法人法第二百三十三條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号、第十九條の二第四項」とあるのは「第六項第二号」と、同条第三項中「第六條第四項、第十九條の二第四項」とあるのは「第六條第四項」とする。

規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 国立大学法人等の施行日の前日を含む中期目標（第九十三条の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標をいう。）の期間の終了時の検討に関する新地方独立行政法人法第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。